

時事新報

山師必ずしも山師にあらず
山師とは危険を犯さず奇術を求める者の名にして其の由

て来る所は礦山師ならん蓋し礦山の業ハ大ニ利害があるが如くにして其利益あらず且資本を要すること常に多くして其中ると外との埠は即ち起業者の身の浮沈のみに進歩それは礦山の業も亦次第に進歩して面目と改む可きは固より論を俟たず然るゝ我國古來の礦業は人力量盡さるゝ非す凡る日本人の工風のあらん限り氣根のあらん限りを盡して運す所なしと雖も如何せん文明の學術よびしくして天物を空ふしたるもの甚だ多く故に苟も學術の工風ある人々相當の資本を得て手を下しシラバ必ず新に利益の源を開くことなる可し礦業に第一の要是地質を察して礦脈を發見することあれども今日の事情に於ては必ずしも新に求むるの勞を要せず古人が既に着手して中止したるもの又ハ探掘し了解の模様比千差萬別一様ならずと雖ども之に着手しても實に礦物を盡したるに非ず十中の八九は坑内の出水に妨げられて廢業したるものゝ過ぎず從來の法は坑夫が桶を以て水を汲干すの外に手段あく時として木製ポンプを用ることあるも固より粗末なる品よて器械中止せるものは多くは礦物が爲先にあらず唯その所費所得相償はざるが故のみ或は老山と稱するもの山れ模様比千差萬別一様ならずと雖ども之に着手しても實に礦物を盡したるに非ず十中の八九は坑内の出水に妨げられて廢業したるものゝ過ぎず從來の法は坑内に稼ぐは人方の及ぶ所に非ずとして断念したることなれども今や礦山の上面より直立ヒヤーフト（直立井戸の如き穴）を掘下して蒸氣機関のポンプを用るとさば何百尺の底に到るも水は憂とするに足らず礦業上的一大變動と云ふも可あり又礦業の所費所得相償ふと稱す可きほどのものならねば詰り水口の下何十尺の坑内に稼ぐは人方の及ぶ所に非ずとして断念したることなれども今や礦山の上面より直立ヒヤーフト（直立井戸の如き穴）を掘下して蒸氣機関のポンプを用るとさば何百尺の底に到るも水は憂とするに足らず礦業上的一大變動と云ふも可あり又礦業の所費所得相償ふとは實に非常なるものとして古人の樂てゝ願みさりし礦物も今日の精煉法と以てして十分の利を得たるの事例は甚だ少なからず例へば佐渡の礦山にても之を老山と稱して殆んど難助視せられるものが聞く所に據るゝは去年來直立六百餘尺ヒヤーフトを下して礦脈を新にし老山再興して少山に繋がりと云ふ又藤田組の手に入りたる奥州小坂は銀礦は如きは採礦の勞少なくして精煉に巧を盡し毎年の所得は決して少々ならざる可し又小坂の近傍ある小眞木の銀礦は杉本正徳氏は擔當する所として其礦質は小坂と大同小異所謂土礦なるものにて土砂中に銀を含む採掘すれば其まゝ化學的の藥品を以て銀を分析す可し其報告に據れば小眞木に着手したるは明治十七年秋は頃にして精煉所を設けて初めて銀を得るは翌十八年二月と第一期とし夫れより本年に至る迄二年半毎月の出銀百貫目より二百貫目の間に在りて總計既に六十萬圓の銀を得たりと云ふ所費所得相償ふて大に餘りあるものあらん然るふ此土礦中銀分ありとのことは新發明に非ず古今の人の能く知る所

卷之三

○海軍省令第二十一號

明治二十年九月廿二日 海軍大臣伯爵西郷從道
海軍機關學校條例

術ヲ教授・熟達ノ機器師及機器手ヲ養成スルヲ以テ目的トス○第二條 機器學校ニ機械所ヲ屬シ工業教授ノ用ニ供ス○第三條 機器手練習生ハ年齡三十五年以下

コレシテ左ノ諸項ニ適合ノ者タル可シ」第一 二等機関手以上ノ者「第一 行狀ニ等以上ノ者」第三 卒業ノ後二等機関手、四等手一二等以降

二等機關手ハ四箇年以上一等機關手ハ二箇年以上服役
スヘキ者○第四條 火夫練習生ハ年齢三十五年以下
シテ左ノ諸項ニ適合ノ者タル可シ」第一 二等火夫以

上ノ者」第一行狀二等以上ノ者「第三卒業ノ後ニ等
火夫ハ一箇年半以上一等火夫ハ一箇年以上服役スヘキ
書○第五條 第三第第三項第四節第三項開列シテ三枚

第○第六條　第三條第三項第四條第三項ニ掲タル年數ニ至ラス服役満期トナルヘキ者ハ入學ノ際再役ヲ誓約スヘキモノトス○第六條 機關手及火夫練習生ノ人員

ハ其須要ニ從ヒ毎年之ナ定メ試験ノ上入學セシム但甲種機関手適任證書及甲種若火夫卒業證書ヲ有スル者ハ試験ナ要セヌ○第七條 機関手及火夫練習生は志願者

ヨリ召募スト體トモ後來機關師若クハ機關手トナスヘ
キ目途アル者ハ之ヲ撰抜シ入學ヲ命ナルコトアル可シ

○第八條 入學志願者ハ其願書ニ願應書ヲ添ヘ各所轄長ニ出シ所轄長ハ順序ヲ經テ之ヲ横須賀鎮守府ニ移ス
可シ○第九條 志願者ニ入學ヲ許可シ又ハ特ニ入學ヲ

命スルハ横須賀守府司令長官之ヲ專行ス〇第十條
志願者所要ノ人情ニ遇スルトキハ左ノ順次ヲ以テ入
學ニシム第一 条及ノ二ナシ者 第二

生英國へ出發之節ハ遠歩ノ處態々御見送

被下辱乍略儀以新聞紙厚意ヲ謝ス
明治二十年

青木道孝君
知友諸彦ニ告ク

北京九十都

來廿四日 土曜本會月次常會 神義講學大國

今般本府ニ於テ海軍艦内教授十六名募集候縁志願ノ者
ハ明治十八年海軍省乙第十一號達ニ據リ在籍寄留ノ別
ナク來ル十五日迄ニ東京府又ハ神奈川縣ヲ經テ出
願ス可シ

生英國へ出發之節ハ遠歩ノ處態々御見送
被下辱乍略儀以新聞紙厚意ヲ謝ス

吉木道孝君
知友諸彦ニ告ク
商業上ノ都合ニ據リ歸朝セラレタリ此段同君
ヨリ北京九十九都

來廿四日 土曜本會月神 次常會